

こんなとき保険料が減額されることがあります

●所得の少ない方

保険料の「均等割額」が世帯の所得水準によって7割、5割、2割減額されます。

減額割合	世帯の総所得金額等の合計が下記の方が対象になります
7割減額	基礎控除額（33万円）以下の世帯
5割減額	基礎控除額（33万円）を超え 基礎控除額（33万円）+24.5万円×世帯の被保険者数（世帯主は除く）以下の世帯
2割減額	基礎控除額（33万円）を超え 基礎控除額（33万円）+35万円×世帯の被保険者数 以下の世帯

※基礎控除額は、税制改正などで変わることがあります。

※世帯主の方と、被保険者の方の所得の合計額によって減額判定を行います。

●会社の健康保険などの被扶養者だった方

平成20年4月から9月までの半年間は保険料が徴収されません。平成20年10月から納めることとなりますが、平成21年3月までの半年間は均等割額が9割減額される予定です（所得割は課されません）。また、被保険者になった月から数えて2年間は均等割額が5割減額されます（所得割は課されません）。

対象になる方	★制度施行日の前日に、会社の健康保険などの被扶養者だった方 ★制度施行後に75歳になって資格を得た日の前日に、会社の健康保険などの被扶養者だった方
--------	--

こんなとき保険料の減免を受けることができます

次のいずれかに該当し、保険料の納付が困難な方は、保険料の減免が認められる場合があります。

- 災害により、住宅や資産に著しい損害を受けた場合
- 事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合

※減免には申請が必要となりますので、詳しくは市役所市民窓口グループへお問い合わせください。

●後期高齢者医療制度の保険料●

保険料は被保険者全員が納めます

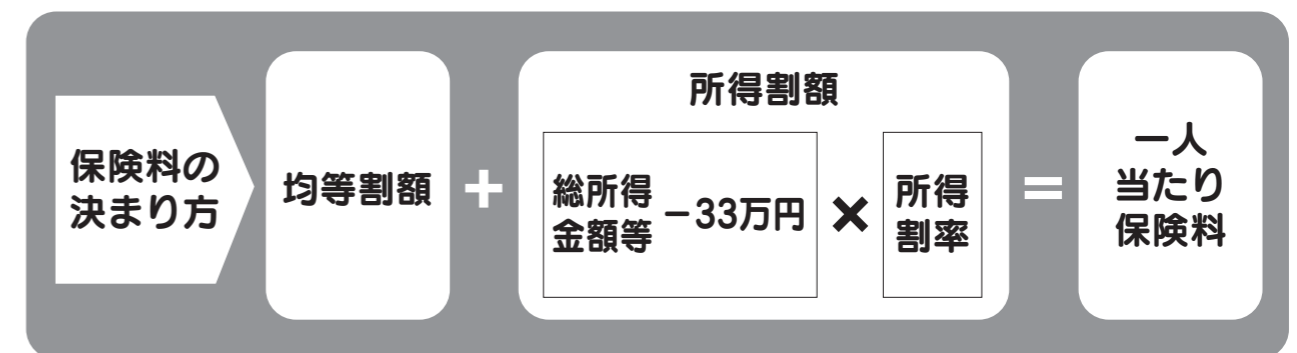
後期高齢者医療制度の保険料は被保険者一人ひとりが納めます。これまで保険料を納付していなかった会社の健康保険などの被扶養者だった方も、75歳（一定の障害があると認められた方は65歳）になると、原則として保険料を納めることとなります。

保険料額は、制度を運営している後期高齢者医療広域連合（都道府県単位で市区町村が加入）が、年度ごとに決定します。

保険料はこのように決まります

保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

●保険料の決まり方



※均等割額と所得割率は2年ごとに各広域連合で見直されます。

※老齢基礎年金や厚生年金などの公的年金収入だけの被保険者については、収入額が153万円以下の場合には所得割が課されません。

※均等割額は被保険者全員に定額で課されますが、所得の低い方などについては減額措置があります。

※保険料の賦課限度額は、被保険者一人当たり年50万円です。

●広域連合内では「保険料率」は原則同じ

保険料率（均等割額と所得割率）は原則として県内均一ですが、1人当たりの老人医療費の平均が県内の平均に比べて著しく低い市町村（新城市・飛島村・東栄町・設楽町・豊根村）は保険料率が異なります。